

「富山県外国人材活躍・多文化共生推進にかかると有識者検討会」 設置の背景

令和7年3月26日

富山県外国人材活躍・多文化共生推進にかかると
有識者検討会事務局

「富山県外国人材活躍・多文化共生推進にかかる有識者検討会」設置の背景(1)

【富山県外国人活躍・多文化共生推進プラン（R元.9策定）】

○現行のプランについては、県内において外国人技能実習生等が増加したことや、在留資格「特定技能」が新たに創設されたことを踏まえ、それまでの「多文化共生推進プラン」に「外国人材活躍」の観点を盛り込んで策定

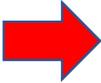
○「外国人材活躍」と「多文化共生の推進」の2つの観点を以下のとおり整理して各種施策を実施

（外国人材活躍）

- 政策目標
- ①高度な外国人材（留学生等）の積極的な活用（企業の留学生の採用・定着支援、留学生の就職支援等）
 - ②外国人技能実習制度の利用促進・技能実習生の育成（技能実習生の技能習得向上、生活支援等）
 - ③新たな在留資格（「特定技能」）の受入れ（特定技能外国人材の受入れ・活躍支援等）

（多文化共生）

- 政策目標
- ①地域におけるコミュニケーションの支援（生活の基盤づくり）
（外国語による情報提供、生活相談の充実、日本語学習支援等）
 - ②教育（外国人児童生徒等）に関する支援（教育・進学に関する支援等）
 - ③生活支援の充実（医療・保険・福祉に関する支援、居住・就労環境に関する支援、災害対策の充実等）
 - ④多文化共生の地域づくり
（地域住民への意識啓発、外国人住民の地域社会参加促進、外国人との共生による暮らしやすい地域づくりの推進等）

 現行のプラン策定後、

外国人材の受入れについては、技能実習・特定技能等が大幅に増加したほか、永住者が増加するなど滞在の長期化・定住化も認められており、一定の成果があったと考えられる

プラン策定から5年が経過し、社会情勢の変化や課題を踏まえて見直しが必要

「富山県外国人材活躍・多文化共生推進にかかる有識者検討会」設置の背景(2)

【県内における外国人住民の増加と富山県人口の減少】

- 県内の外国人住民数は、令和7年（2025年）1月に23,785人と過去最多を更新し、今後も増加傾向が見込まれる。
富山県の人口は令和6年4月に100万人を切った後も減少を続けており、2060年には、平成27年（2015年）の「富山県人口ビジョン」で設定した目標人口80.6万人を大幅に下回り、60万人台まで減少する見込み。

【労働力不足と外国人材活躍】

- 生産年齢人口が減少を続けるなか、県内企業でも労働力が不足。
県内の外国人材受入れ企業は多くないものの、県内の外国人雇用事業所数、外国人労働者数は増加傾向が続く。



このような状況においては、外国人材の活用も人材確保の重要な方策の1つ。
アジアをはじめ、世界各国から就労・留学などで日本に来る外国人材とその活力を取り込み、共に発展していく必要がある。また、本県が外国人材に選ばれ、定着してもらうための取組みも必要である。

【新たな外国人材の定着と永住・定住化した外国人住民への対応】

- 新たに日本に来た多くの外国人にとって、日本語や日本文化・慣習などは初めての経験でなじみがないものであり、大きな壁となっている。
また、本県に永住、定住している外国人住民への対応、特に、日本で生まれ育った外国ルーツの子どもたちが教育、受験、就職を経て、日本で社会に貢献してもらえるような仕組みを考えていくことも必要となっている。
他方で、増加する外国人住民に対して、不安を覚えるとの声もある。



これらを解消するために、新たに富山に来た外国人や、これまで富山で暮らしてきた外国人住民が地域に調和し、外国人住民と日本人住民が、互いに尊重しあい、安心・安全に暮らせる共生社会を築き上げることが必要である。

「富山県外国人材活躍・多文化共生推進にかかる有識者検討会」設置の背景(3)

【国の方針・取組み】

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(H30(2018).12.25外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議)
 - ・外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものとして策定。(※毎年見直し)
 - ・ロードマップ決定後は、ロードマップの施策について単年度に実施すべき施策を示す。

- 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(R4(2022).6.14外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議)
 - ・政府において、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて、R8年度(2026年度)までを対象期間とした中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップ

(3つのビジョン)

- ①これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人々が安全に安心して暮らすことができる社会
- ②様々な背景を持つ外国人を含む全ての人々が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会
- ③外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

(取り組むべき中長期的な課題(四つの重点事項))

- ①円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組(日本語教育、日本語教育機関認定・登録日本語教員資格等)
- ②外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化(外国人に対する情報発信の検討、一元的相談窓口、外国人支援合同相談会等)
- ③ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
(乳幼児期・学齢期…子育てに対する相談援助、就学支援等)
(青壮年期…ハローワーク外国人雇用サービスコーナーの専門相談員・通訳の配置、日本語能力に配慮した職業訓練等)
(高齢期…年金制度の周知啓発等)
- ④共生社会の基盤整備に向けた取組(学校での異文化理解・多文化共生教育、外国人支援人材の育成や専門性の高い支援人材の認証制度等)

- 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律(R6.6.21公布、公布の日から原則3年以内に施行)により、「育成就労」の在留資格を創設
 - ・技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設

「富山県外国人材活躍・多文化共生推進にかかる有識者検討会」設置の背景(4)

これらのことを踏まえ、外国人住民・日本人住民が共に暮らしやすく、活躍できる共生社会を築きあげ、外国人材に選ばれ、定着される富山県となることを目指し、県、市町村、県民、事業者、関係機関それぞれが役割を着実に実施していくために、

○「在留外国人との共生社会を実現するための条例（仮称）」の制定

○「富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」の改訂

を行うものとし、この有識者検討会を設置する。